

規定類の訂正、訂正、訂正、訂正… これっていつやりますの!?

新幹線の運行にかかる規定類は安全を守る上では必要なものです。特にダイヤ改正が実施される際の規定の訂正・変更は毎年の事とは言えど大変な量になります。

これらの訂正は職場内の掲示板で指示・連絡され、訂正用紙を各自が受け取るようになっていきます。後日、管理者によって各自訂正されているかの点検をすることもあり、訂正されていない者には注意するなど、「訂正完了を見ている」のか「指示に従う社員なのか」何をチェックしているのか疑いたくなります。

しかし、乗務員の仕事は乗務員個々の不特定の勤務時間で管理され、主に乗務時間と乗務に必要な準備時間からなるために特別、訂正に必要な時間が設定されてるわけではありません。

一件の訂正に必要な時間は簡単なものでは10分ほどで終わるものから、1時間以上かかるものまで多岐にわたります。よってなおさら間違いないように腰を据えて行う必要があるのです。乗務に必要な事柄であり、会社が指示し業務上必要な資料な訳ですから、訂正に必要な労働時間として設定するべきだという意見がその都度、乗務員の口からこぼれています。

2月9日から導入されたN700A編成に対する訂正・変更については1～2日前になって掲示し、訂正を指示しました。こんないい加減なやり方では訂正も出来ないばかりか、休憩時間を裂いて訂正に追われる乗務員まで発生しました。

訂正内容は、全て運転業務と旅客への案内に止まらず異常時の案内内容など、重要度に関してはどの内容も知らずには乗務できません。

ダイヤ改正時だけに限らず年間通じてそういった訂正があり、これまで会社は乗務員の自己の時間での対応に頼り切っています。このような時間管理は、かつて労基署からも注意勧告を受けた会社のやることではありません。即刻、業務に必要な規定類の訂正に必要な時間を労働時間として設定するべきです。